

## ほのぼのTALK++™サービス 利用規定

「ほのぼのTALK++™サービス」（以下、「本サービス」といいます）は、東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます）が、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下、「NDS」といいます）の顧客向けに提供する「RECAIUS™サービス」の特別版です。本契約は、本サービスを利用するためのアプリケーションソフトウェアの使用条件について定めたものです。本アプリケーションソフトウェアを使用できるのは、別途本サービスの利用登録を行い、かつ、本契約に同意されたお客様に限定されます。尚、「ほのぼのTALK++™」は、NDSの登録商標です。

### 第1章 総則

#### （契約の目的）

第1条 本契約は本サービスをお客様に提供することに関する契約事項を定めることを目的とします。

#### （本サービスの利用方法）

第2条 お客様が本サービスを利用するには、NDS又はNDSの販売店を通じて本サービスのライセンス（サービス利用権）の購入及び当社への利用登録を通じて、本契約に基づく本サービスの利用契約を当社と結ぶことが必要です。尚、ライセンスの有効期間は5年間とします。

#### （本サービスの利用開始日）

第3条 本サービスの利用開始日は、別途本サービスの利用登録時に定めるものとします。

#### （再委託）

第4条 当社は、当社の責任において、本サービス提供に関する作業の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

2. 当社は、本契約条件上当社が負う義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。

3. 当社が、お客様から受領した情報のうち、本サービスを提供するために必要な情報を、当該再委託先に提供することにつき、お客様は承諾するものとします。

### 第2章 本サービスの実施

#### （障害発生時の対応手順等）

第5条 当社は、本サービスに障害が発生した場合、本書巻末に添付するほのぼのTALK++™サービス仕様書に基づき、対応を行うものとする。

(サービスの一時停止・停止・制限)

第6条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客様に事前に通知することにより、本サービスの提供を一時的に停止・制限することができるものとします。ただし、お客様は、当社が事前通知をできない場合があることを承諾するものとします。

(1) 法定点検日(年1回)、その他本サービスに関係する機器、設備等の保守又は工事を必要とする場合、その他これらに類する行為上やむを得ない場合。(緊急の場合を除き、保守・工事は休日又は夜間に行うものとします)。

(2) 当社が所有又は管理する電気通信設備に過大な負荷が発生し、その利用又は運営に支障を与える又は支障を与えるおそれのある場合。又は、お客様が過大な負荷を生じさせる行為をしたとき。

(3) 前2号のほか当社が管理する機器等にやむを得ない障害が発生した場合。

(4) データベースバックアップを行う場合。電気通信事業者又はお客様若しくは当社に電気通信役務(通信回線等の提供を含みます)を提供している者(以下、あわせて「電気通信事業者等」といいます)の事情により、当社がお客様に本サービスの全部又は一部を提供できない場合又はそのおそれがある場合。

(5) 前号を含む停電、火災、その他の当社の責めに帰さない事由により、本サービスの提供が困難な場合。

(6) コンピュータウィルスなどへのセキュリティ緊急対策を行う場合。

(7) 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力により、非常事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合。

(8) お客様が次の各号のいずれかに該当し、相当期間を定めて催告してもそれが是正されない場合。

① サービスの利用料金等の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

② 契約した数量を超えた利用をされたとき。

③ 前号のほか本契約条件に違反したとき。

(9) その他、本サービスの提供を中断する合理的必要性がある場合。

2. 前項により本サービスが一時停止した場合でも、本契約に特段の定めがある場合を除き、当社は、お客様に対していかなる責任も負わないものとします。

(禁止事項)

第7条 お客様は、本サービスの利用にあたって、次の各号のいずれかに該当する当社の本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為(以下、禁止事項という)を行ってはならないものとします。お客様が禁止事項を行った場合、当社は、お客様による本サービスの利用を停止又は本契約を解除し、かつお客様が行った禁止事項により損害を被ったときの賠償をお客様に求めることができるものとします。

- (1) 当社の書面による事前の承諾なく、第三者に対して本サービスを利用する権利義務の全部又は一部を譲渡、貸与、又は担保に供すること及びその他本サービスを第三者に利用させること。
- (2) 当社の書面による事前の承諾なく、当社が承諾した利用目的以外に、本サービスを利用すること。
- (3) 当社及び第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (5) 第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (6) 詐欺、業務妨害等犯罪行為、又はこれを勧誘若しくは扇動する行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチ商法に類する商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (8) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は第三者に不当に不利益を与えるおそれのある行為。
- (9) 本サービスの利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。
- (10) その他当社が不相当と判断し、その旨をお客様に通知した行為。

#### （本サービスに関する責任）

第8条 本サービスに関する当社の責任は、本サービスを善良なる管理者の注意をもって実施することに限られ、かかる注意をもって実施している限り、本サービスの内容、結果等について、当社は責任を負わないものとします。

当該実施がなされなかったことに起因してお客様に損害が生じた場合にのみ、当社は、第19条（損害賠償）に従って責任を負うものとします。

2. 前項により責任を負う場合を除き、当社は本サービスにおいて、お客様の損害に対して一切責任を負わないものとします。

3. 第1項にかかわらず、お客様が自ら調達した機器、ソフトウェア、通信回線等が原因でお客様に損害が発生した場合は、当社は、お客様の損害に対して一切責任を負わないものとします。

4. お客様は、本サービスの利用にあたり、当社より発行されたアカウント関連ID及びパスワード、ならびに、お客様自身により登録したユーザーID等の各種ID及びパスワードの使用及び管理について責任を持つものとし、これが第三者に使用されたこと等により生じたお客様の損害について当社は一切責任を負わないものとします。

5. お客様が、本サービスの利用にあたり、当社が本サービス提供設備内にお客様に割り当てた領域に蓄積・保存しているファイルその他データは、お客様の責任によって管理されるものとし、当社は、第1項の義務の違反がない限り、その消失、漏洩、第三者による改ざん、コンピュータウイルス等有害なプログラムへの感染等に対して、いかなる責任も負わないものとします。

6. サービス提供ソフトウェアに不具合が発見された場合、当社にて問題解決、修正版の適用等対策を講じるものとします。但し、不具合が発見された当該ソフトウェアの開発元による改善が実施されない場合には、その不具合を本サービスの利用の制約とすることができるものとします。この場合、開発元の保証範囲内での対応となり、本条の定めにかかわらず、当社は補償の責めを免れるものとします。

7. お客様による本サービスの利用によって当社に損害が発生した場合には、お客様は当社に対して損害賠償の責任を負うものとします。

8. NDS 及び NDS の販売店は、当社が本契約において責任を免れる場合、当然に自らの責任を免れるものとします。但し、NDS 又は NDS の販売店自身の責任による場合はその限りではありません。

### 第3章 資料及び情報の取り扱い

#### (資料等の提供及び破棄)

第9条 お客様は当社に対し、本サービスに必要な資料等がある場合、本契約に定める条件に従い、開示、貸与等の提供を行います。

2. 前項に定めるもののほか、当社からお客様に対し、本サービス遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、お客様と当社間で協議の上、本契約に定める条件に従い、お客様は当社に対しこれらの提供を行います。

3. お客様が前各項により当社に提供する資料等につき、内容等の誤り又はお客様の提供遅延によって生じた当社の本サービスの履行遅滞、結果については、当社はその責めを免れるものとします。

4. お客様から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が、本サービス遂行上不要となったときは、当社は遅滞なくこれらを破棄するものとします。

#### (資料等の管理)

第10条 当社は、お客様から提供された本サービスに関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本サービス以外の用途に使用してはならないものとします。

2. 当社は、お客様から提供された本サービスに関する資料等を本サービス遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとします。

#### (お客様のデータの取り扱い)

第11条 本サービスの利用にあたり、本サービス提供設備内にお客様に割り当てた領域に蓄積・保存しているファイルその他データは、お客様の責任によって管理されるものとし、当社は、その内容の監視、検閲、確認及び第三者への開示を行わないものとします。ただし、(1)障害対応時などお客様の利益を保護するために必要な場合、(2)本サービス提供のため又は当社の本サービスの改善のために必要な場合、(3)法令の定めに基づく開示請求があった場合、又は

(4) お客様が第7条（禁止事項）を行った場合はその限りではありません。

（秘密情報の取り扱い）

第12条 お客様及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後30日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。また、お客様及び当社は秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

(1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報。

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報。

(4) 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報。

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じるものとします。

3. お客様及び当社は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。

4. お客様及び当社は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき当社が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づきお客様及び当社が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課するものとします。

5. 秘密情報の提供及び破棄等については、第9条（資料等の提供及び破棄）を準用します。

6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとします。

7. 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続するものとします。

（個人情報）

第13条 当社は、当社のホームページで公表されている「個人情報保護方針」に定めるところにより、お客様に係る情報（本契約締結時又はサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号、メールアドレス及びIPアドレス等の全ての個人情報をいう。以下同じとする。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

(1) お客様からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のお客様に対する取扱い業務。

(2) 課金計算に係る業務。

(3) 料金請求に係る業務。

(4) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等。

(5) 当社のサービスについての工事、保守又は障害対応等の取扱い業務。

2. 前項に定める他、同「個人情報保護方針」に定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとする。）第23条第4項3号に定めるものをいう。）を行う場合においては、お客様に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において利用することとします。

(1) 前項の第1号乃至第5号に規定する業務等。

(2) 当社と共同利用者に係るサービス（割引サービス及び合算請求等）の提供。

3. 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該お客様に係る情報について責任を有するものとします。

4. 当社が、他の電気通信事業者より、本サービスの前提となる電気通信サービスの提供を受ける場合、当該電気通信サービスの提供を受けるために必要な範囲において、お客様に係る情報を当該電気通信事業者に提供することとします。

5. お客様は、前4項に定めるところにより当社がお客様に係る情報を利用することに同意するものとします。

6. お客様は、当社が(1)適用法令の遵守、(2)お客様の本サービスのご利用に関する当社及びその顧客の権利又は財産の保護、又は(3)お客様、当社、当社の顧客、一般個人の安全を確保するため、かかるアクセス又は開示が必要であるという合理的な判断を行った場合、当社がお客様の通信の内容に関する情報にアクセスして収集すること及び障害対応時等において当社が必要と判断する第三者機関に対して当該情報を開示することに同意するものとします。

7. 本サービスを提供するため、お客様の役員若しくは従業員（有期雇用社員、派遣労働者を含む。以下本項において同じ。）又は下請会社（代理店を含みます。以下本項において同じ。）、下請会社の役員若しくは従業員の個人情報が必要となる場合は、お客様が、当該個人から個人情報の取得及び本条に定める利用に関する同意を取得するものとします。

（知的財産等）

第14条 本サービスにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ等の著作権その他の一切の知的財産権は、当社又は当社に使用許諾をした者に帰属し、お客様は、本契約条件及びサービス仕様書に定める条件に従ってのみ利用することができ、複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル等を行うことはできないものとします。

2. お客様は、本サービスで生成された成果物について、第三者のいかなる権利及び利益（知的財産権、名誉、プライバシー権、肖像権を含むが、これらに限らない。）も侵害しないこと及び著作権法その他の法令に違反しないことを保証するものとします。

3. 前項の成果物に関し、第三者が権利の侵害、差止めその他の請求をした場合、お客様の責任と費用において解決するものとします。

4. お客様の本サービスの利用に関連して、当社が被った一切の損害（訴訟費用及び弁護士費用を含みますが、これらに限らない。）について、お客様が賠償するものとします。

#### 第4章 一般条項

（本契約の内容の変更）

第15条 当社は、お客様に予め通知することなく、サービス仕様書記載の仕様の変更ができるものとします。この場合に、お客様の本サービス利用は、変更後の条件が適用されます。

（権利義務譲渡の禁止）

第16条 お客様は、当社の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

（中途解約）

第17条 お客様が、本契約の有効期間中に本契約を解約する場合、中途解約日の2ヶ月前までに当社に書面により通知するものとします。

（解除）

第18条 当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 重大な過失又は背信行為があった場合。

(2) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。

(5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

2. 当社は、お客様が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、当該債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3. 当社は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、お客様に対し負担する一切の金銭債務につきお客様から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

（損害賠償）

第19条 当社は、第8条（本サービスに関する責任）に基づき責任を負う場合又は本契約の履行若しくは不履行に関し、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、当

社はお客様に対して当該事由の直接の結果としてお客様が現実に被った通常の損害に限り賠償するものとします。損害賠償の累計総額は、次の各号を限度とします。但し、当社の故意又は重過失に基づく場合は、この限りではありません。

(1) 本サービスの24時間未満の停止は、賠償責任を負わないものとします。

(2) 本サービスに連続24時間以上の停止があった場合には、当該時間数を24時間で割ることにより算出される数の整数部分を停止日数とし、本サービスの月額単価の30分の1に停止日数を乗じた額を限度とします。但し、サービス料の3ヶ月分に相当する金額を超えないものとします。

(3) 前二号以外の場合には、サービス料の3ヶ月分に相当する金額を限度とします。

2. 前項にかかわらず、お客様の損害が第1種電気通信事業者や当社が本サービスで利用する第三者のデータセンター等（以下、第1種電気通信事業者等と記載）による電気通信役務の提供等に起因する場合で、当該電気通信役務の提供等に関して、当社が第1種電気通信事業者等から受領する損害賠償額が前項で定める当社の損害賠償額に満たないときは、第1種電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とするものとします。

3. 第8条（責任）第1項及び本条の定めにかかわらず、当社が本サービスを提供するにあたりお客様に生じたデータ、プログラムその他無体財産に対する損害については、当社は一切賠償責任を負わないものとします。

4. 当社が本契約に基づきお客様に対して負う責任は、法律上の瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任、その他請求原因の如何を問わず、前各項の範囲に限られるものとします。

5. お客様が、本件契約に違反することにより当社に損害を与えた場合、お客様は当社に対する損害賠償の責を負うものとします。

#### （延滞利息）

第20条 お客様は、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合は、支払期限の翌日から支払完了日までの日数に応じ、その支払金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### （本サービスの廃止）

第21条 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、3ヶ月前までに書面でお客様に通知するものとします。

#### （反社会勢力の排除）

第22条 お客様及び当社は、自らが、現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動など標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他

- (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。
  - (3) 反社会的勢力を利用していること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. お客様及び当社は自己又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約します。
3. お客様及び当社は、反社会的勢力による不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は開示先をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告するものとします。
4. お客様及び当社が前3項のいずれかに違反した場合には、相手方は何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。
5. お客様及び当社が前項の定めにより、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除した者は一切これを賠償せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

（輸出関連法令の遵守）

第23条 お客様は、当社から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとします。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とします。

（存続条項）

第24条 本契約が終了した場合でも、本契約条件第12条、第13条、第14条、第19条、第22条及至第25条は、お客様と当社の間でその効力を有するものとします。

（準拠法、協議、合意管轄）

第25条 本契約の準拠法は、日本法とします。

2. 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。
3. 協議での解決が図れず、訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## ほのぼのTALK++™ サービス仕様書

### 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「ほのぼのTALK++™」（以下、「本サービス」といいます）に関する仕様書（以下、「本仕様書」といいます）です。本仕様書に定めのない事項は、当社「ほのぼのTALK++™ サービス利用規定」（以下、「原契約」といいます）の定めに従うものとします。本サービスにおいて、本仕様書と原契約との内容が競合する際には、本仕様書を優先適用いたします。

### 1. サービスの目的と概要

#### 1-1. サービスの目的

本サービスは、音声と音声認識のテキストによる情報共有やコミュニケーションを支援することを目的とします。

#### 1-2. サービスの概要

本サービスは、当社がクラウド上で提供する音声認識サーバーを使った「スマートフォン版アプリケーション ほのぼのTALK++™（以下「スマホアプリ」といいます）」と、「PC版アプリケーション（以下、「PCアプリ」といいます）」を利用できます。また、WebAPI 利用によるグループ一覧の取得や発話テキストの登録、その他、当社が予め提供する音声認識辞書での認識に限らず、お客様の用途に合わせたユーザー辞書を作成して併用することも可能です。

本サービスは、サービスを提供するサーバーを複数のお客様で共有するサービスです。

### 2. 用語の定義

- 「契約ID」とは、契約時にお客様毎に割り当てられるIDです。複数のサービスを契約された場合にはサービス毎に別のIDが発行される場合もあります。契約管理ポータルへのログインの他、契約変更やヘルプデスク利用時等に必要になります。お客様は、当社の事前の承諾なく個別契約書に記載した企業以外の法人に、「契約ID」を使用した本サービスを提供することはできません。
- 「契約管理ポータル」とは、契約管理者／サブ契約管理者向けのポータルサイトで、契約内容や月別利用状況の確認等を行うことができます。
- 「利用者」とは、本サービスをご利用になる方です。
- 「クライアント」とは、本サービスのPCアプリ、スマホアプリを動作させるパソコンやスマートデバイス等の機器です。
- 「グループ」とは、本サービスで情報共有する際のユーザーのまとまりを指します。1 契約に登録できるグループ数は1000まで、1 グループに登録できるユーザー数は制限なしとなります。1 グループに50ユーザーでの利用を検証済みです<sup>\*1</sup>。

<sup>\*1</sup> 51ユーザー以上でご利用される場合、お問合せ下さい。

- 音声認識の「ユーザー辞書」とは、標準の音声認識辞書に登録されていない単語を認識されるようにする辞書です。単語の文字列、単語の読み、単語の品詞IDで構成されたTSVファイル（タブ区切りのテキストファイル）の登録（アップロード）でお客様固有の単語を登録することができます。

ます。1契約で最大10個のユーザー辞書が作成でき、1つのユーザー辞書に最大10,000語の単語を登録できます。ユーザー辞書はお客様専用で、他のお客様とは共有されません。

- ・ 音声合成の「ユーザー辞書」とは、入力テキストから音声合成への変換処理時に適用する、読みやアクセントを登録した辞書です。1契約で10個のユーザー辞書が提供され、実行時に参照するユーザー辞書を選択することができます。ユーザー辞書に登録できる単語の最大数は10,000件です。ユーザー辞書はお客様専用で、他のお客様とは共有されません。
- ・ 「ユニット」とは、本サービスを利用する際の契約の単位です。1ユニットの契約で、以下のことができます。

音声認識	時間制限なし
スマホアプリで同時に発話した音声の最大同時認識数	1
登録利用者数	10人まで

- ・ 「ライセンス」とは、お客様が本サービスを5年間利用する権利で、お客様がエヌ・デーソフトウェア株式会社又はその販売店から購入するものを指します。

### 3. サービスの内容

#### 3-1. ご契約いただく内容

- ・ 予め、エヌ・デーソフトウェア株式会社又はその販売店から下表の項目に応じたユニット数のうち、最大ユニット数分、ライセンスを購入していただきます。

- 音声認識の同時利用数
- 登録利用者数

- ・ 本サービスの利用時点で有効なライセンスを購入したユニット数を超える入力や利用を行う又は行った場合、不足するユニット数追加でライセンスを購入して頂きます。
- ・ ライセンスの購入後に必要な最大ユニット数が減少した場合も、ライセンス代金は一切払い戻ししません。
- ・ 本サービスの利用料は、お客様がライセンスの購入先に支払うライセンス代金に含まれます。
- ・ 本サービスが利用可能となる日（以下、「利用可能日」といいます）及びその他のサービス利用情報は、「ご利用開始のお知らせ」としてお客様に通知します。この通知書は、ライセンス購入先又はエヌ・デーソフトウェア株式会社からお客様に納入されます。

#### 3-2. 本サービスの利用開始

- ・ 本サービスのご利用に先だって、エヌ・デーソフトウェア株式会社はお客様に関する「「ほのぼのTALK++」ライセンス通知書」を発行いたします。
  - ① ご注文内容（商品名、数量、ライセンス開始、ライセンス終了）
  - ② 契約ID
  - ③ 管理者用ユーザーID
  - ④ 契約管理ポータル用パスワード
  - ⑤ 契約管理ポータルURL
  - ⑥ ライセンスの許諾先となるお客様の情報（オーダーNo.、ユーザID、法人名、事業所名）

- ・ 本サービスが利用可能となる日（以下「利用開始日」といいます）は、お客様情報について、エヌ・デーソフトウェア株式会社から当社への報告および登録が完了した日となります。音声認識、及び音声合成のユーザー辞書は、上記の設定が完了後に、お客様自身で契約管理ポータルから登録が必要です。

### 3-3. 本サービスの利用終了

- ・ ライセンスの有効期間の途中で、お客様が本サービスを利用停止又は中止した場合であっても、ライセンス代金は一切払い戻ししません。
- ・ ライセンスの有効期間が最後に満了する日の翌日からサービス利用不可となります。

3-4. 各アプリの仕様

項目	仕様		
対応言語	日本語		
主な仕様	<アプリの主な機能>		利用可：○、利用不可：－
		PC アプリ	スマホ アプリ
	音声認識用ユーザー辞書登録	○	－
	発話機能	－	○
	情報共有画面の表示	○	○
	発話テキストの登録	○	○
	音声認識テキスト共有機能	○	○
	共有音声の自動再生機能	○	○
	設定機能	○	○
	シングルサインオン認証機能	－	○
	利用者の登録	○	－
	入力テキストの音声合成自動再生	－	○
	音声合成用ユーザー辞書登録	○	－
	同時発話機能	○	○
	<動作環境>		
スマホ アプリ	端末 <sup>※1</sup>	iPhone、iPod touch、iPad	
	OS <sup>※2</sup>	iOS 14.0 以上	
	Bluetooth <sup>※1</sup>	Bluetooth イヤフォンマイク	
PC アプリ	ブラウザ <sup>※3</sup>	Chrome、Microsoft Edge	
	OS	Windows 10、Windows 11	
<ネットワーク環境>			
スマホアプリ	LTE の通信環境		

※1 全ての機種種の動作を保証するものではありません。

※2 リリース直後のOSの最新バージョンでは、アプリが正常に動作しない可能性があります。

※3 JavaScriptをOFFにしないこと。

### 3-5. ヘルプデスク

- 「ほのぼのTALK++<sup>TM</sup>サービス」のヘルプデスクサービスは、当社が直接提供せず、エヌ・デーソフトウェア株式会社のサポートセンタから提供されます。ヘルプデスクの提供条件は、別途、エヌ・デーソフトウェア株式会社が定める規定によります。

### 3-6. 本サービスに関する通知

- 本サービスのお知らせ、契約内容（ライセンス数）、月別利用状況（音声入力時間、登録利用者数）、利用者情報を掲載する契約管理ポータルを提供します。
- 契約管理ポータルに、当月第5営業日までに、前月1ヶ月分の利用状況を掲載します。
- お客様への本サービスに関する通知は、書面、電子メール、又は契約管理ポータルへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 通知が電子メール、又は契約管理ポータルへの掲載により行われる場合には、電子メールが送信された時点、又は契約管理ポータルへの掲載がされた時点から効力が発生するものとします。
- 各月末時点の登録利用者数が、お客様が購入したライセンス数に相当する上限値を超えた場合、お客様に通知します。

### 3-7. システムログの収集

- 本サービス利用時のシステムログ（以下、本項において「ログ」といいます）として、契約ID、音声入力時間、出力文字数等をログファイルに書き込みます。なお、お客様へログファイル（ログイン履歴に関するログを除く）の提供は行いません。また、当社は、お客様へ何ら通知を行うことなく、ログファイルを消去できるものとします。
- 当社は、本サービス利用時のログ、及びサーバーへの保存データを当社のサービスの改善のために使用させていただくことがあります。それ以外の目的で使用することはありません。

## 4. サービス提供条件

### 4-1. 契約期間

- 本サービスの契約期間は、ライセンス毎に利用開始日の翌月初日から5年間とします。

### 4-2. 同時利用

- 本サービスの利用時点において、同時利用できる音声認識の上限は、有効なライセンスに基づくユニット数です。その上限を超えて音声認識を利用することはできません。
- 本サービスの利用時点において、有効なライセンスに基づくユニット数が音声認識を同時利用できる利用者数の上限となり、同時利用数が当該ユニット数を超える場合は追加のライセンス購入が必要です。

### 4-3. 登録利用者数

- 本サービスを利用する利用者の登録上限は、有効なライセンスに基づくユニット数×10です。その上限を超えて利用者を登録することはできません。
- 上限を超えて利用者を登録する場合は、追加のライセンス購入が必要です。

#### 4-4. 最低利用期間

- ・ 本サービスの最低利用期間は、ライセンス毎に5年間です。

#### 4-5. データ保存期間

- ・ 音声データの保存期間は1ヶ年です。ライセンスの有効期間の中途であっても、保存期間経過後は当該データの消去を行います。
- ・ データ保存期間を延長することはできません。また、消去した当該データを復元することはできません。

#### 4-6. 輸出管理上の注意

- ・ お客様は、本サービスの利用、並びに本サービスにかかわる一切の技術情報や物品の取扱に関して、外国為替、及び外国貿易法に従い、必要な手続きと管理を行うものとします。また、米国輸出管理規則等、その他各国の輸出関連法令の適用を受ける場合も同様です。

#### 5. サービス仕様の変更

- ・ お客様に予め通知することなく、本サービスで提供する機能、仕様を変更することがあります。

#### 6. サービス提供時間

- ・ 本サービスは、24時間365日サービスを提供します。  
ただし、原契約に定める場合を除きます。

#### 7. 運用

##### 7-1. 可用性

- ・ 本サービスを提供する音声認識サーバーは、冗長化してサービス停止を防ぎます。
- ・ 音声認識サーバーの処理状況を管理して、負荷分散を行います。

##### 7-2. 稼働保証

- ・ 本サービスは稼働率に関する公開はしません。なお、実績値の公表も行いません。

##### 7-3. 監視

- ・ 本サービスの正常実行、サーバーの稼働状態を監視し、障害発生の検知、及び速やかな復旧対応を行います。

##### 7-4. 障害通知

- ・ 監視により本サービスの動作停止が30分を超えて継続していることが検知された時は、当社からエヌ・デーソフトウェア株式会社に通知しますが、当社からお客様への直接の通知は行わないものとします。エヌ・デーソフトウェア株式会社からお客様に対する通知は、別途、エヌ・デーソフトウェア株式会社が定める規定によります。

##### 7-5. 障害時の復旧

- ・ 監視により本サービスの動作停止が検知された時は、一次復旧を行います。

- ・ 障害発生から2時間以内に死活監視が異常を検知しなくなり、正常実行できる状態にすることを目標とします。目標時間はシステム再起動で対処できる障害を想定したものであり、全ての障害の対処時間を保証するものではありません。

#### 7-6. 運用委託

- ・ 本サービスの運用業務は、当社が指定する第三者（以下「委託先」といいます）への委託により実施する場合があります。委託先は、サービス履行について本サービスにおける当社と同様の義務と責任を負います。

#### 7-7. 処理結果

- ・ 本サービスは、音声認識、音声合成の処理結果を保証するものではありません。
- ・ ご利用状況により、音声認識や認識された結果を表示するまで、音声合成や合成された音声データを出力するまでに時間がかかる場合があります。

### 8. データの管理

#### 8-1. データの保全

- ・ お客様に関する登録情報、利用状況のデータ、音声、音声認識データ、及びユーザー辞書等（以下「データ等」といいます）はサーバーを冗長化して障害対応を行います。

#### 8-2. データ等の消去

- ・ 当社は、原契約終了時（解約時）、当該データ等の消去を行います。当社は、お客様に当該データ等の提供は行いません。また、消去作業完了後に、消去した当該データ等を復元することはできません。
- ・ お客様が当該データ等を原契約の終了日までに消去しなかった場合、当社は、お客様へ何ら通知を行うことなく、当該データ等を消去できるものとします。
- ・ 当社は、上記の場合を除き、お客様に対し、事前に対象、及び理由を通知した上で、当該データ等を消去することができるものとします。
- ・ 当社は、本項に基づく当該データ等の消去によりお客様に損害が生じたとしても、一切その責任を負わないものとします。

#### 8-3. データ等の滅失

- ・ 当社の故意、又は重大な過失により当該データ等が滅失、毀損、又は漏洩（以下、本項において「滅失等」といいます）した場合、次の各号に定める対応を行います。

ただし、第2号の措置は、お客様が当該データ等の滅失等から30日以内に当社にその旨を書面で通知した場合に限り、これを行うものとし、また、当社は当該データ等の回復を保証するものではありません。

① 滞りなくお客様に通知すること

② 合理的に可能な限り当該データ等を回復するための措置を講ずること

- ・ 当社は、前項に定めるほか、当該データ等の滅失等について責任を負いません。

## 9. 契約 ID、アカウントの扱い

- ・ 原契約成立後、お客様に対し、当社は契約ID、アカウント、及びパスワード（以下「各種ID、及びパスワード」といいます）を発行します。
- ・ 当社が発行した各種ID、及びパスワードの管理や保管は、お客様の責任、費用で行うものとし、お客様以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、又は質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
- ・ また、お客様自身の登録により作成された利用者情報についても、前項と同様とします。
- ・ 当社は、お客様の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。
- ・ お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当社に届け出るとともに、当社の指示に従うものとします。
  - ① 各種 ID、及びパスワードを紛失したとき
  - ② 各種 ID、及びパスワードが盗難にあったとき
  - ③ 各種 ID、及びパスワードが正常に機能しないとき
  - ④ 各種 ID、及びパスワードが第三者により使用されていることが判明したとき
- ・ 前項の届出があった場合、当社は、各種ID、及びパスワードを使用した本サービスへのアクセスを防ぎ、また、お客様の本サービスの適正な利用を維持すべく対処しますが、それらが効果を有することを保証し、又はそれらを行う義務を負うものではありません。

## 10. セキュリティ

- ・ 「3-2. 本サービスの利用開始」に記載の初期設定時に設定した情報は暗号化を行います。
- ・ 本サービスではHTTPS通信を使用します。
- ・ 本サービスでは、サーバーへの保存データ（音声、音声認識結果、ユーザー辞書、他関連情報）は全て暗号化されます。
- ・ ユーザー辞書機能をご利用になる場合、辞書はお客様毎の契約IDに紐付けてデータベース管理を行います。

## 11. 本サービスに含まれないサービス

- ・ 本サービスには、次のサービスは含まれません。
  - ① アカウント情報の登録、メンテナンス作業
  - ② ユーザー辞書の作成、登録、メンテナンス作業
  - ③ スマホアプリのダウンロード
  - ④ 本サービスの利用に関する事項以外に関する問い合わせ対応
  - ⑤ アプリケーションの開発に関する問い合わせ対応
  - ⑥ 音声認識結果の調整に関する問い合わせ対応
  - ⑦ コンサルテーションに関する問い合わせ対応
  - ⑧ 処理精度や処理結果等に関する問い合わせ対応
  - ⑨ オンサイトサポート
  - ⑩ 本サービスの利用に必要なとなる機器、環境、回線の提供

- ・ その他、本サービスに含まれると明示されていないサービス（素材の権利処理等）は、本サービスには含まれません。

#### 1 2. お客様に準備いただく環境

- ・ お客様は、本サービスを利用するために、必要な機器、ソフトウェア、通信回線等で当社が提供しないものについては、お客様にてご準備いただきます。
- ・ お客様には、本サービスの利用に必要なネットワークに接続できる環境の整備等を行っていただきます。

#### 1 3. 注意事項

- ・ お問い合わせの受付は日本国内からの問い合わせのみとし、その回答先も日本国内のみとなります。また、大使館、外国為替、及び外国貿易法上の非居住者は、問い合わせ対象外です。
- ・ クライアントやインターネット接続環境のセキュリティポリシー、ネットワーク環境や通信状態によっては、本サービスにおける提供物の取得や利用ができない場合があります。

以上

# 「ほのぼのTALK++™」 サポート利用規定

エヌ・デーソフトウェア株式会社(以下、「当社」といいます)又は当社の販売パートナーから、東芝デジタルソリューションズ株式会社(以下、「TDSL」といいます)が提供する「ほのぼのTALK++™」(以下、「本サービス」といいます)のライセンスを購入したお客様(以下、「お客様」といいます)は、当社が本サービスのサポートを行うために設置するサポートセンター(以下、「サポートセンター」といいます)による、本サービスの運用サポート(以下、「本サポート」といいます)を受けることができます。本サポートの提供条件は、この規定の各条項(以下、「約款」といいます)に基づきますので、本サポートの提供を希望するお客様は、必ず事前に約款を一読下さい。

## 第1条 (本サポート)

当社は、本サービスの有効なライセンスを有するお客様が本サービスを円滑に使用できるよう、サポートセンターを設置し、約款に定める条件の範囲において、本サポートを提供します。

## 第2条 (本サポート提供の前提)

当社は、次の各号を、お客様に対する本サポート提供の前提条件とします。

- (1)当社に本サポートの提供を求める本サービスについて、お客様が有効なライセンスを有し、かつ当該ライセンスを当社又は当社の販売パートナーから購入していること
- (2)お客様が TDSL 及び当社が定める本サービス利用のために必要となる要件を満たした環境で、本サービスを使用していること
- (3)お客様が本サービスの利用規定に違反せず、本サービスを使用していること。

## 第3条 (本サポートの対象)

1.本サポートの対象となるのは本サービスのみとし、本サービスに関連する環境の維持整備に関する事項は、本サポートの対象に含まれないものとします。かかる対象外になる事項には次の各号が該当しますが、これらに限られないものとします。

- (1)本サービスの端末アプリケーションのインストール先となる端末及びその関連機器(当社が販売したか否かを問わず、ハードウェア、OSを含む本サービス以外のソフトウェア、ストレージ・バッテリー等の消耗品及びイヤホンマイク等を含み、端末アプリケーションを除く全てを指し、以下、「操作端末」といいます)の設定
  - (2)操作端末の不具合(物理的な故障を含むが、これに限られない)
  - (3)操作端末を本サービスに接続させるために必要となるネットワークに関する事項(インターネット接続環境、お客様の事業所におけるネットワーク環境を含むが、これらに限られない)
  - (4)本サービスを動作させるために必要となる環境の整備又は維持に関するその他一切の事項
- 2.本サービスの動作環境の準備、構築及び維持や、本サービスの利用準備、操作研修等、本サービスの導入及び使用のために必要となる一切の環境整備及び附帯役務提供(次条で定める内容を除く)は本サポートには含まれないものとします。

## 第4条 (本サポートの内容)

- 1.本サポートの内容は、お客様が当社にフリーダイヤルによる電話、ファクシミリ(専用用紙を使用)により行った本サービスの使用方法や技術的な問い合わせへの回答に限るものとします。
- 2.本サポートは、サポートセンターから電話対応で実施できる内容を全てとします。当社の出張対応が必要なサポートは本サポートには含まれません。お客様が本サポートの範囲を超えるサポートを希望する場合は、別途当該サポートを実施できる当社又は第三者と都度、有償契約を締結して実施することを原則とします。

## 第5条 (責任と保証の制限)

1.本サポートの品質は現状有姿で提供されるものを全てとし、当社は本サポートの品質及び実施結果に関する一切の保証を行わないものとします。尚、お客様は、コールセンターの一般的な性質として、本サポートが次の性質を有することを理解し、これに同意するものとします。

- (1)お客様の質問に対する即答性が保証されないこと
- (2)応答者のスキルに応じて実現できるサービス品質に差が生じること
- (3)お客様の問題が必ず解決、改善されることは保証されないこと
- (4)繁忙期、繁忙時間において電話の応答時間を過分に要しうること

2.当社は、次の各号のいずれかの事由に起因する事項については、本サポートの提供をする義務を負わないものとし、また、そのことによってお客様及びその他第三者に発生した、いかなる不利益又は損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。

- (1)第2条各号に定める本サポートの前提条件から逸脱した場合
- (2)当社又は当社が指定する第三者以外によってなされた保守・修理・改造等による動作環境変更等に起因する事項
- (3)天変地異・その他不可抗力に起因する事項
- (4)お客様又は第三者の責に帰すべき事由が認められた時
- (5)法律、税務、会計に関する解釈、説明及び助言

(6)当社が法令上禁止されている一切の事項

- 3.本サービスは、TDSL が定める「ほのぼのTALK++™ 利用規定」及び「ほのぼのTALK++™ サービス仕様書」に基づき、TDSL が提供するサービスです。当社は、本サポートにより TDSL に代わり、本サービスの提供品質に関する如何なる保証をするものでもありません。本サービスで生じたプログラムの不具合、サービスの使用不能等の問題について、TDSL にエスカレーションを行います。その修補・復旧対応を含め、当社は何らの責任も負わないものとします。
- 4.当社は、その他本サポートの提供に関してお客様に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失に帰すべき場合を除き、何らの責任を負わないものとします。

## 第6条 (サポートセンターの受付時間)

- 1.当社のサポートセンターの受付時間は、午前9時より午後5時30分までとします。
- 2.土曜日、日曜日及び国民の祝日はサポートセンターの休業日とします。また、当社はこれら以外にも当社の都合によるサポートセンターの休業日及び前項の受付時間の短縮日を設けることができます。この場合、当社はサポートセンターの営業日カレンダーによりお客様に対して事前に周知するものとします。
- 3.当社は、任意にサポートセンターの受付時間を延長することや、サポートセンターの休業日に本サポートの提供をすることがあります。この場合、当社はサポートセンターの営業日カレンダーによりお客様に対して事前に周知するものとします。尚、本項はお客様の要請に応じて当社が負うべき義務を定めたものではありません。

## 第7条 (本サポートの再委託)

- 1.当社は、本サポートの全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、再委託した業務の実施に必要な範囲でお客様から受領した秘密情報及び個人情報の取扱いの一部を再委託先に委託することができるものとします。
- 2.当社は、本サポートの再委託先の行為といえども、本契約に基づく自己の責任から免れないものとします。

## 第8条 (秘密保持)

- 1.お客様及び当社は、本サポートの提供に際して知得した、それぞれの相手方の営業上、技術上、経営上の情報を、第三者に開示、漏洩し、又は本サポートの提供、本サービスの使用以外の目的で利用してはならないものとします。
- 2.当社は、本サポートを提供するため必要となる範囲を超えて、お客様から個人情報を受領せず、お客様は当社に個人情報を開示・提供してはならないものとします。尚、本サービスの提供に必要な個人情報については、当社はお客様からその取扱いの委託を受けるものとします。当社は、個人情報保護管理責任者を定め、個人情報の保護に関する法律、関連法規に適合するよう、かかる個人情報を取扱うものとします。

## 第9条 (権利義務の譲渡禁止)

お客様は、約款によって得られた権利及び義務を、第三者に譲渡、承継し、又は第三者の担保に供してはならないものとします。

## 第10条 (管轄裁判所)

本サポートの提供に関する紛争は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理することに当社及びお客様は同意します。

## 第11条 (約款の変更)

当社は、いつでも約款を変更できるものとします。この場合、当社がお客様に最新版の約款を交付(交付手段を問わない)した時点で有効になるものとします。但し、交付から14日以内に、お客様が異議申立てを行った場合はこの限りではないものとします。

最終改定日:2019年1月11日  
山形県南陽市和田 3369 番地  
エヌ・デーソフトウェア株式会社

# 個別特約

## <iOS アプリケーション使用許諾契約書>

最終改定日：2024年11月26日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して提供する本アプリ（第1条第1項に定義します。）の使用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、お客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本アプリの使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとします。

### 第1条（用語の定義）

本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- 「本アプリ」とは、本条第3項で定義する AppStore で当社が頒布するソフトウェアで、お客様が保有または管理する iPhone、iPod touch、または iPad 上でインストールして使用する態様のものをいいます。本アプリは、当社およびその他第三者に帰属する著作権およびその他の知的財産権で保護されたソフトウェアです。
- 「付属ドキュメント」とは、当社が本アプリの品質、仕様、運用方法を定めた書面（電磁的な書面も含みます。）をいいます。
- 「AppStore」とは、Apple の運営する iPhone、iPod touch、または iPad 向けアプリケーションソフトウェアのダウンロードサイト「AppStore」をいいます。将来的に Apple が当該ダウンロードサイトの名称を変更した場合、本特約における「AppStore」とは、変更後の当該ダウンロードサイトも指すものとします。
- 「iOS 端末」とは、本アプリがインストールされる iPhone、iPod touch、または iPad をいいます。
- 「連携製品」とは、本アプリに含まれない当社のソフトウェア製品（別売）であって、本アプリとデータおよび機能の連携を行うことができるものをいいます。

### 第2条（契約の成立）

- 本使用許諾契約（以下「本契約」という。）は、お客様が本アプリを AppStore からダウンロードして、お客様が保有または管理する iOS 端末にインストールした時点で有効に成立するものとします。
- 本アプリは、介護サービス事業を営む事業者が使用することを想定しているものであり、一般消費者による使用を想定しておりません。したがって、お客様と締結する本契

約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合、本条第 1 項の場合であっても本契約は成立しないものとします。当社は、契約への該非についてお客様からの問合せに回答する義務を負いませんので、お客様にてかかる契約への該非が不明の場合は、お客様の責任と費用負担で直ちに本アプリの使用を中止し、本アプリを iOS 端末から削除するものとします。

### 第 3 条（使用許諾条件）

- 1 当社は、お客様に本アプリを使用する非独占的、かつ、譲渡不能な権利を許諾しますが、この権利には、連携製品を使用するために必要な権利は含まれません。お客様が連携製品を使用することおよび連携製品に本アプリを連携させることの許諾を受けるには、当社または当社の販売店から、連携製品のライセンスおよび連携製品と本アプリを接続するための接続ライセンスをそれぞれ別途有償で取得する必要があります。本アプリは連携製品と共に使用することを目的に作成されたソフトウェアであり、連携製品との連携を行わない場合、本アプリが目的とする機能は実現できない場合があることをお客様は理解し、これに同意するものとします。
- 2 本アプリは、当社が指定する型番で、かつ、当社が指定するバージョンの iOS がインストールされた iOS 端末でのみ使用可能とし、当社は次の各号に定める選択、判断、および決定を、自らの裁量に基づき行うことができるものとします。
  - (1) 本アプリが対応する iOS 端末の型番または iOS のバージョンの選択
  - (2) Apple が提供を開始した iOS 端末の型番または iOS のバージョンに対する本アプリの対応可否および対応する場合はその時期の決定
  - (3) Apple が提供を終了した iOS 端末の型番または iOS のバージョンに対する本アプリの対応終了および実施時期の決定
- 3 お客様は、本アプリを使用するために必要な準備を、お客様の責任と費用負担にて行うものとします。これらの準備には次の各号（第 3 号および第 4 号は本アプリと連携製品を連携させる場合に限り、これらに限りません。）が含まれますが、これらに限りません。
  - (1) 本アプリが対応する iOS 端末の準備
  - (2) iOS 端末への本アプリのインストール
  - (3) 連携製品のライセンスおよび連携製品と本アプリの接続ライセンスの取得
  - (4) 連携製品と本アプリの連携環境の整備
- 4 お客様は、本アプリを使用する場合、付属ドキュメントの記載内容に準拠し適正にこれを使用する義務を負うものとします。
- 5 利用規約の定めに基づき本アプリの使用許諾が失効した場合、お客様は、自らの責任と費用負担で、直ちに本アプリを iOS 端末から削除しなければなりません。

### 第 4 条（バージョンアップ）

- 1 当社は、不具合改修、機能、および性能の変更、法令改正への対応等を目的として、本

アプリのバージョンアッププログラムを作成した場合は、AppStoreに掲載しますが、お客様に対する個別の通知を行う義務は負わないものとします。

- 2 お客様が本アプリのバージョンアッププログラムを使用する場合、お客様が自らの責任と費用負担にて AppStore からバージョンアッププログラムをダウンロードして iOS 端末にインストールするものとします。
- 3 当社は、バージョンアッププログラムの提供時期、提供内容等の選択、判断、および決定を、自らの裁量に基づき行うことができるものとします。本アプリに不具合が発見された場合、当社はすみやかに本アプリの不具合を改修するよう努めるものとしますが、バージョンアッププログラムの提供およびその時期を約束するものではありません。また、当社はバージョンアッププログラムの提供を、本アプリの連携製品のサポートを終了する時点をもって終了できるものとします。
- 4 バージョンアッププログラムの提供は、次の各号を前提として行われるものとします。
  - (1) バージョンアッププログラムは、お客様の問題を必ず解決または改善することを保証するものではないこと
  - (2) バージョンアップに伴い、本アプリの性能、機能、動作、または画面が変更されることがあること
  - (3) バージョンアップに伴い、本アプリの名称が変更されることがあること
  - (4) バージョンアップに伴い、本アプリの動作要件（ハードウェアおよびソフトウェア）が変更されることがあること

(条項は以上)